

ぎふ木育指導員認定要領

平成29年 4月 3日
令和 4年 2月25日 恵森第479号林政部長通知
(最終改正) 令和 7年 3月12日 森活第755号林政部長通知

第1 趣旨

この要領は、ぎふ木育30年ビジョンに基づき、森や木に親しみ、学び、行動する人を育てていく「ぎふ木育」を推進する体制の強化を図るため、「ぎふ木育」に関する普及啓発を担う者をぎふ木育指導員として認定することに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、「ぎふ木育指導員」とは、「ぎふ木育」への理解と「ぎふ木育」に関する専門的な知識・経験を有し、県内においてその知識等を活かしたプログラムを実施するなど、県民に対し「ぎふ木育」に関する指導を担う者とする。

第3 認定

- 1 知事は、ぎふ木育指導員養成講座を受講し、「ぎふ木育」に関する専門的な知識を習得した者をぎふ木育指導員に認定する。
- 2 知事は、県立森林文化アカデミーにおいて、木育に関する所定のカリキュラムを履修した者をぎふ木育指導員に認定する。
- 3 知事は、令和6年度以前にぎふ木育推進員に委嘱された者及び令和6年度以前にぎふ木育指導員に認定された者をぎふ木育指導員に認定する。
- 4 前各項に定めるもののほか、知事は、「ぎふ木育」に係る実務経験を有し、「ぎふ木育」に関する専門的な知識を有すると認める者をぎふ木育指導員に認定することができる。

第4 認定証書の交付

知事は、ぎふ木育指導員として認定した者（第5第3項により延長を認める者及び第7第2項において再認定する者を含む）に認定証書（別記第1号様式）を交付する。

第5 認定期間等

- 1 ぎふ木育指導員の認定の有効期間は、認定があった日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、第3第3項に定める者は、令和8年度の末日までとする。
- 2 認定期間は、認定期間満了の都度2年間延長できるものとし、延長を希望する者は、認定期間中、「ぎふ木育」に関する活動を1回以上実施し、認定期間満了の30日前までに活動報告書（別紙第2号様式）を知事へ提出するものとする。
- 3 知事は、前項の活動報告を受理し、内容を確認したうえで、延長を認めるものとする。

第6 登録

知事は、ぎふ木育指導員として認定した者を台帳（別記第3号様式）に登録する。

第7 登録の抹消

- 1 知事は、ぎふ木育指導員に認定した者が、次の各号のいずれかに該当する場合には登録を抹消する。

- (1) 認定の有効期間を経過した場合
 - (2) ぎふ木育指導員としてふさわしくない行為のあった場合
 - (3) 本人から、登録の抹消の申し出があった場合
 - (4) 本人が死亡した場合
- 2 知事は、前項（1）の理由により登録を抹消した者から、第4第2項の活動報告書が提出された場合、受理し、内容を確認したうえで、再認定し、台帳に再登録することができる。

第8 個人情報の取扱い

知事は、登録された個人情報については適正に取り扱わなければならない。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、認定について必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は平成29年4月3日から施行する。

付 則

この要領は令和4年 2月25日から施行する。

付 則

この要領は令和7年 3月12日から施行する。

第 号

ぎ ふ 木 育 指 導 員
認 定 証 書

〇〇 〇〇 様

あなたを「ぎふ木育指導員」として認定します。
認定期間は、 年 月 日までとします。

年 月 日

岐阜県知事

別記第 2 号様式

年 月 日

岐阜県林政部森林活用推進課長 様

ぎふ木育指導員活動報告書

次のとおり活動を行いましたので報告します。

日時または時期	
場所または場面	
内 容	
備 考	

※活動に関する写真を 1 枚以上添付すること。

別記第3号様式

ぎふ木育指導員認定台帳

[illegible]